

平成26年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年12月8日(月曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 那珂川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 那珂川町営住宅条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第10号 | 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |

- 日程第15 議案第14号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第16 議案第15号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第18 議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第19 議案第18号 那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて (町長提出)
- 日程第20 議案第19号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第21 議案第20号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第22 議案第21号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について (町長提出)
- 日程第23 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情 (教育民生常任委員長報告)
- 日程第24 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第1号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 追加日程第2 阿部 健議員の資格決定の要求について
- 追加日程第3 資格審査特別委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（15名）

1番	鈴木 繁 君	2番	阿 部 健 君
3番	石 川 和 美 君	4番	佐 藤 信 親 君
5番	益 子 輝 夫 君	6番	大 森 富 夫 君

7番	塚田秀知君	8番	益子明美君
9番	岩村文郎君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	大金市美君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
環境総合推進室長補佐	沼田一也君	健康福祉課長	小川一好君
建設課長	山本勇君	農林振興課長	星康美君
商工観光課長	大金清君	総合窓口課長	薄井健一君
上下水道課長	秋元彦丈君	農業委員会事務局長	鈴木真也君
学校教育課長	長谷川幸子君	生涯学習課長	穴山喜一郎君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大田市美君） ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
-

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大田市美君） 日程第1、承認第1号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

先週は3日から5日まで一般質問、9人の方から貴重なご提言等、頂戴いたしました。議員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。これらを今後のまちづくりに真摯に反映させてまいりたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、先日11月21日に衆議院が解散されたことにより、12月2日公示、14日投開票で実施されます第47回衆議院議員総選挙に係る選挙事務経費を計上いたしました。11月21日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った

ものであります。

歳出の主なものは、ポスター掲示場設置費用、投票所経費及び開票所経費などであり、これに要する財源は県支出金及び繰越金を充てるものであります。その補正額は1,100万円となり、補正後の予算総額は91億5,230万円となりました。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第1号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町においては行財政改革推進計画を進めておりますが、町長、副町長及び教育長の給与については総合的に勘案して平成26年に引き続き減額措置したいと考えております。

町長については月額10%、副町長、教育長の給与については月額5%を、平成27年1月から1年間減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

[「いいですか」と言う人あり]

○議長（大金市美君） はい、大森富夫君。

○6番（大森富夫君） パーセント引きで減額というのはわかりましたけれども、年間の額についてお示しくください。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） まず、町長であります月額7万2,000円を減額しております。

副町長は2万9,250円、教育長は2万6,750円でありまして、1年間にいたしますと給料で153万6,000円、手当を含めまして総額211万5,000円となります。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

○6番（大森富夫君） はい。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、議案第2号 那珂川町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

人事院は、去る8月7日に国会及び内閣に対して、国家公務員の一般職の職員の給与に関して民間給与との比較における格差解消のため、基本給の平均0.3%引き上げ及び勤勉手当の0.15月の引き上げ等の勧告を行いました。これを受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が実施されたことから、本町においても国に準じて実施することとし、給与改定に係る条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、本年8月の人事院勧告に基づき、町議会の議員及び町長、副町長の期末手当、職員の給与及び勤勉手当等につきまして、引き上げを行うものであります。

主な改正内容について参考資料により説明いたしますので、議案第4号の後ろについてあると思いますが、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1の議員、町長、副町長の期末手当の改定についてご説明いたします。

期末勤勉手当の支給月数の改正ですが、まず、平成26年度において議員及び町長、副町長の期末手当につきましては（1）として民間の支給割合に見合うよう、本年12月期の期末手当を0.15月引き上げて1.7月として、年間3.1月とし、平成27年4月1日適用の第2段階として（2）のように6月期と12月期の支給月数を調整するもので、総額に変更はありません。

続きまして、2の職員の給与手当の改定ですが、まず（1）として月例給の引き上げの改定であります。民間給与との格差、率で言いますと0.27%になりますが、これを埋めるため平均0.3%の引き上げを行うものであります。引き上げ額といたしましてはゼロ円から2,000円の幅で行うこととなります。適用は平成26年4月1日に遡及いたします。

（2）として通勤手当の引き上げですが、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じ100円から7,100円の幅で引き上げるものであります。

（3）勤勉手当の引き上げですが、課長等の特定幹部職員及び一般職員の支給月数を民間の支給割合に見合うよう、本年12月期の勤勉手当を0.15月引き上げて、平成27年7月1日適用の第2段階として（5）になりますが、6月期と12月期の支給月数を調整するもので、総額に変更はありません。

教育長につきましては一般職員と同様でありますので、説明を省略いたします。

前後いたしますが、（4）地域間の世代間の給与配分の見直しによる月例給の引き下げは、平成27年4月から平均で2%の引き下げを行うものであり、引き下げ幅はゼロ円から1万6,700円となります。

なお、職員の給与に関し附則の第6項において減額調整の措置を規定しており、激変緩和措置を図るため、当分の間、現給保障の経過措置を講ずるものであります。

（6）として単身赴任手当の改正ですが、基礎額を7,000円引き上げ、また加算限度額についても2万5,000円引き上げるものです。なお、現在当町においては該当者がおりません。

（7）管理職特別勤務手当の改正ですが、現行に加え、管理職の災害対処等の臨時・緊急

の必要による平日深夜勤務に1回6,000円以内の額を支給できる規定を追加するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第6、議案第5号 那珂川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の施行による那珂川町税条例の一部改正については平成25年6月定例会において議決賜り、町税の延滞金の利率引き下げを行ったところでありますが、税外収入金等についてもその延滞金利率は同一にすることが適当であることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

本議案は、延滞金に関する規定のある3つの条例の延滞金利率について引き下げの改正を行うものであります。

第1条は那珂川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正、第2条は那珂川町介護保険条例の一部改正、第3条は那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

参考資料によりご説明申し上げますので、ごらんいただきます。

まず、納期限後1ヵ月以内の延滞金割合は年7.3%であったものを年2.9%に、また納期限後1ヵ月以後の延滞金割合を年14.6%であったものを年9.2%に引き下げを行うものであります。

なお、今回の改正は、第1条の税外収入に係る条例の延滞金利率については、附則において当分の間とする特例規定を設けるものであります。

第2条の介護保険条例に係る延滞金利率及び第3条の後期高齢者医療条例に係る延滞金利

率については、附則の特例規定で定められていた延滞金利率を改正するものであります。

最後に、この条例の附則は施行期日を定めるものですが、那珂川町税条例においては平成26年1月1日から適用していることから、同様に平成26年1月1日に遡って適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正については、原案のとおりに決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第7、議案第6号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町子ども医療費助成に関

する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、私の基本施策目標の一つであります、我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町を実現するべく、子育て家庭への経済的支援を充実させるため、子供にかかる医療費の助成費の助成方法について現物給付の対象年齢を3歳未満から15歳に拡大するとともに、自己負担額をゼロ円とするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明いたします。

今回の一部改正は、子供にかかる医療費の助成方法について所要の改正を行うものであります。

第2条は、第2項で定めた3歳未満の定義を削除し、第3項以降を1個ずつ繰り上げるものです。

第3条は、文言の整理をするものです。

第4条は、3歳未満の子供に対する助成の方法について定めたものですが、これを対象の子供全体に対する助成の方法に改めるものです。

第1項において、現物給付の対象年齢の拡大及び対象となる医療機関等を県内の医療機関とし、新たに第3項として県外の医療機関で受診した場合の償還払いの方法について追加するものであります。

第5条は、3歳以上の償還払いの方法及び自己負担額について定めたものですが、これを削除し、第6条以降を1条ずつ繰り上げるとともに、所要の文言の整理を行うものです。

附則は、この条例の施行期日及び経過措置について定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

阿久津武之君。

○11番（阿久津武之君） 町といたしましても子育て支援、重要な課題だというように考えています。そういう中で今回、こども医療費助成に関する拡充については大いに評価したいと思います。

ちょっとそのほかで、税制面ちょっと触れて聞いてみたいと思います。

現物給付分、また、恐らく地方交付税の減額も考えられたものですが、どのくらい見込んでいるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、現在の現物給付から新たにこの一部負担分500円を含めまして、約800万円ほどの町負担増というふうに考えてございます。

そのほか、国民健康保険の助成分が調整金として減額されますので、これが約550万円程度、さらに国保連等へ支払いの審査手数料等が130万円程度でございますので、合計いたしますと約1,450万円程度が現在の形でございますと増額となるかなというふうに考えてございます。

なお、これにつきましては平成25年度の実績で勘案しておりまして、なお増加分につきましても国保の減額調整率を算定してございますので、今後の伸び等によりましては若干これよりもさらに伸びる可能性もございます。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

○11番（阿久津武之君） はい。

○議長（大金市美君） ほかに質疑ございませんか。

はい、大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 義務教育全期間ですね、現物給付ということは、前々から思ってきたものであり、それに歓迎すべきことであります。今、そういうことで町の負担も多くなるわけですけれども、この財源措置としてはどういうふうに考えているのか伺います。

それから、県外におきましてはまだ現物給付がなされないということで、償還払いということで、そうしますと対等ということにならない。最後は同じになるんだけど、その窓口払いということではその医療費の支払ということで、父兄あるいは保護者の負担というものがあるわけですけれども、その県外の扱いについての今後の取り扱いについてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、財源でございますが、基本的には町の財源、一般財源の持ち出しということで、ただ、来年度から県におきましても未就学児までにつきましては補助金の減額を行わないような措置をとる予定でございます。その分につきましては、若干

でございますが3歳から5歳につきまして負担の減があるというふうに考えてございます。

それから、県外への償還払いであります、これにつきましては広範に及ぶ部分がございます。現実的には、県外での受診というのはごく限られた部分、計数的なものは集計はしてございませんが、限られた分でございますので、それぞれ国保連あるいは社保連等との手続きにつきまして煩雑な部分がございます。そして、なかなか把握がしづらい。どこの部分まで県外という形になるかという部分がございますので、これにつきましてはやむを得ずという部分がございますが、償還払いで手続ということでお願いせざるを得ないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大金市美君） はい、大森富夫君。

○6番（大森富夫君） できれば県外も、人数は少ないにしても、少ないならば少ないなりに対応もやりやすいというふうに思いますので、それもあわせて早急に現物支給を実現できるようお願いしたいというふうに思います。

それから、引き続き義務教育だけではなくて、ほとんどが高校まで進むというのが実態でありましょうから、学生、高校生の18歳ぐらいまでは町としても援助できるような形で取り組むような、そういう方向をもって行くという点では、どんなふうなお考えなのか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 大森議員のおっしゃること、理解はできますけれども、今回、義務教育まで、15歳までということでやらせていただきまして、その後につきまして、それと県外での現物給付、これに関しても今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおりに決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第8、議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国におきまして産科医療補償制度の改正と出産育児一時金の給付額の見直しを内容とする健康保険法施行令の一部改正が行われ、平成27年1月1日から施行されることとなったことから、那珂川町国民健康保険条例についても出産育児一時金の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

今回の改正は、産科医療補償制度の改正及び出産育児一時金の給付額の見直しによる健康保険法施行令の改正に伴うものです。

現在の保険給付においては、1分娩につき出産育児一時金39万円に産科医療補償制度掛金相当額の3万円を加算した42万円を限度として支給されております。現行の産科医療補償制度は、2の産科医療補償制度の申請要件の改正概要にありますように、分娩の際の補償制度

として平成21年1月から導入されたものでありますが、平成27年1月から申請要件が緩和され、掛金相当額の3万円から1万6,000円に減額となります。このことから、現在の出産育児一時金の総給付金額42万円を維持するため、出産育児一時金を39万円から40万4,000円に引き上げ、出産育児一時金の加算額（掛金相当額）を1万6,000円とするものです。

総体では、総額、変わりございません。

一部改正条例の附則は、改正条例の施行期日及び適用区分を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおりに決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第9、議案第8号 那珂川町営住宅条例の一部改正について、日程第10、議案第9号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について、日程第11、議案第10号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第8号 那珂川町営住宅条例の一部改正について、議案第9号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について及び議案第10号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号につきましては、町営愛宕住宅と町有三枚畑住宅、藤沢住宅を解体し、用途廃止をしたことにより本条例の一部改正をするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 補足説明申し上げます。

議案第8号は、町営愛宕住宅が昭和40年に建設した住宅で、老朽化が進んだ木造住宅であったため、那珂川町公営住宅等管理計画並びに那珂川町営住宅等用途廃止実施要綱に基づきまして解体したものです。

別表第2条関係の表中下線部の那珂川町営愛宕住宅と那珂川町馬頭30番地を削るものです。

次に、議案第9号は、解体した住宅に伴い駐車場についても別表第1条関係の表中下線部の愛宕住宅と3、同じく三枚畑住宅と5を削るものです。

議案第10号は、町有三枚畑住宅は昭和40年に建設、藤沢住宅は昭和45年に建設した住宅で、老朽化したため解体をいたしました。

第2条（名称及び位置）は表中下線の三枚畑住宅、那珂川町馬頭2079番地5を、同じく藤沢住宅、那珂川町健武1575番地3を削るものです。

また、第8条（住宅使用料の額）は、表中下線の上郷地住宅から藤沢住宅までを削るものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 解体して更地になります。更地になっていますけれども、その跡地に

ついてはどんな、この用途を考えているか伺います。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 今回の一般質問で塚田議員さんと佐藤議員にも答弁したとおりでありますが、住宅の今後の整備につきましては、また同じ答弁になるんですけれども、水産試験場跡地あるいは取り壊した住宅用地と、それを有効活用しまして民間業者も含めた整備を、第2次那珂川町振興計画の中で人口減少あるいは定住、少子・高齢化対策を含め、関係課と協議をしまして整備計画を作成し、そういった振興計画等に盛り込んでいきたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 具体的な話はないんですけれども、住宅をそういうふうに町有の住宅と町営の住宅を取り壊して更地にしてあるわけですけれども、そういうふうに町全体としては減少しているわけですから、その住宅問題としてはこれをどういうふうに捉えていますか。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 町営、町有住宅につきましては、県内でも那珂川町は保有戸数は県内3番目ぐらいに多い状況になっています。全戸数で294戸管理しているところであります。この住宅については、人口1,000人について1戸が大体基準になっております。そうしますと、294戸ですから190戸ぐらいが那珂川町の場合、町有住宅は余分になっているということでもあります。

そういうことでありますが、前から話が出ていますように、今後、子育て住宅やあるいは定住対策として住宅整備については必要というようなことで今、検討しておりますので、先ほど言いましたように、今検討中でありまして、今後整備のほうの内容が固まりましたらば、議員さんのほうにも報告したいと考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） その人口減少に伴い、これまで町としては町営住宅というのは建設してこなかったんですね。ですから、良質な、町として現物、住宅というのはつくられないから、そこに住む人も当然来ないということですね。人口減少にうまく対処してこなかったと。住宅問題でもそういう状況であったわけですね。

課長の答弁のように、今後そういった良質な町が責任を持った住宅をつくるように、ぜひとも頑張っていただきたいというふうに思います。

総合的な振興計画の中に位置づけて、その中の住宅問題として、十分こういう町有と町営

住宅をふやしたわけですから、敷地もありますし、そういう計画を十分練った上で実現をさせていてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大田市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大田市美君） 質疑はないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 那珂川町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第11号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第13号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第14号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第15号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決についての7議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第11号から議案第17号、平成26年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費や、障害者福祉サービス事業費の増額、道の駅ばとうの株主出資金のほか、国・県補助事業費の追加認定になったもの、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。

その補正額は6,930万円となり、補正後の予算総額は92億2,160万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は商工費で、現在再建を進めております道の駅ばとうの株主増資に伴う出資金のほか、中小企業振興資金事業の利用増加に伴い保証料の増額など2,663万9,000円を計上いたしました。

第2は総務費で、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金の増額や、税務署から指摘のありました源泉所得税立替金等など1,546万6,000円を計上いたしました。

なお、人件費については、人事異動や人事院勧告に伴う改正、町長10%、副町長、教育長5%減額の実施など、合わせて3,821万2,000円を減額するものであります。

第3は農林水産業費で、県単農業農村整備事業や農地中間管理事業など県補助事業の追加認定に伴うものや、木材需要拡大事業の今後の状況を見越して増額するものなど1,531万4,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金、繰

越金、諸収入を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正はケーブルテレビ施設管理運営費及び職員人件費などに1,700万円を計上するもので、その財源は繰入金、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5億200万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。特定入所者介護サービス費及び職員人件費などに1,900万円を計上するもので、その財源は国・県支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は17億5,100万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。施設管理費及び職員人件費などに100万円を計上するもので、歳入は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億100万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費に170万円を計上するもので、歳入は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4,870万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。維持管理費や原水浄水施設等工事費のほか、職員人件費などで1,100万円を計上するもので、その財源は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億4,300万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。配水設備費や職員人件費など720万円を計上するものであります。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その対応を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

次項別明細書により、歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,550万円の増で、障害者自立支

援事業費に係るもの。

2項1目民生費国庫補助金の補正額は156万5,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は775万円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

2項2目民生費県補助金の補正額は75万円の増で、障害者地域生活支援事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は532万7,000円の増で、県単農業農村整備事業費、新規就農総合支援事業費、環境保全型農業直接支払交付金、農地中間管理事業費及び地域特用林産物安定供給促進事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,520万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページに続きます。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は320万円の増で、源泉所得税返還金に係るものであります。

10ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は72万7,000円の減で、議員人件費は議員改選に伴うもの、職員人件費は人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は886万9,000円の増で、特別職人件費は町長が10%、副町長が5%の給与減額等によるもの、職員人件費のほか総務管理費は臨時職員賃金、社会保険料等の税のほか、源泉所得税の立替金支払のため、補填金及び公課費を計上するものなどです。

2目文書広報費の補正額は118万8,000円の増で、文書費は今後の通信運搬費の見込みにより増額をするもののほか、マイナンバー法導入に伴う例規整備のための業務委託料を計上するもの。

11ページに続きます。

2項1目企画総務費の補正額は953万3,000円の増で、職員人件費のほかケーブルテレビ事業特別会計繰出金は光ケーブル移設に係る工事費相当額を繰り出すもの。

2目まちづくり費の補正額は10万1,000円の増で、まちづくり諸費はふるさと納税の今後

の増加を見越して報償費を増額計上するものであります。

12ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は887万9,000円の減で、職員人件費のほか福祉諸費は臨時職員の賃金を増額するもの。

2目障害者福祉費の補正額は3,416万3,000円の増で、障害者福祉サービス事業費はサービス利用者の増加によるもの、障害者地域生活支援事業費は新規事業者の参入、利用者の増加に係るもの。

3目老人福祉費の補正額は235万8,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の増加に伴い町からの繰出金を増額するもの。

13ページに続きます。

2項2目児童措置費の補正額は125万3,000円の増で、職員人件費のほか、放課後児童クラブ運営事業費は平成25年度事業補助金の精算確定による返納金を計上するものであります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は148万2,000円の増で、職員人件費のほか不法投棄等対策費は富山地区に不法投棄された動物の処理、手数料などを増額するものであります。

14ページに入ります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は299万7,000円の増で、農業振興諸費は環境保全型農業直接支払交付金及び新規就農経営継承総合支援事業、農地中間管理事業が新規及び追加認定になり増額されるもの。

5目農地費の補正額は654万5,000円の増で、町単農村振興事業費は健武地区、小川地区水路工事、盛泉地区農道工事、小口地区用水施設工事費などの2分の1を補助するもの、県単農業農村整備事業費は吉井地区農道工事、小川栄町地区水路安全防护柵設置工事の追加認定に伴うもの、農業基盤整備促進事業費は浄法寺地区用水施設工事及び吉井地区水路工事の追加認定に伴うもの。

2項2目林業振興費の補正額は131万2,000円の増で、木材需要拡大事業費は今後の利用を見越して増額するもの、地域特用林産物安定供給促進事業費はシイタケ菌床作成の攪拌機補助に係るものであります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は2,324万円の増で、商工業振興費は道の駅株主の増資に伴う出資金、中小企業振興資金事業費は振興資金の貸し出し増加に伴い負担金、補助金を増額するもの。

15ページに続きます。

3目観光費の補正額は550万円の増で、観光センター管理費はエアコン修繕及び照明のLED化工事に伴うもの、カタクリ山公園管理費は指定管理者制度への移行に備え、休憩所、木道施設の修繕に係るものであります。

7款土木費、2項2目道路維持費の補正額は415万円の増で、町道維持補修費は町道一渡戸大鳥線の支障木伐採業務委託及び道普請事業原材料費及び融雪剤散布機2台を購入する経費に係るもの。

4項2目公園費の補正額は246万円の増で、公園管理費は馬頭公園内のカラマツ伐採業務委託及び新町地区武茂川右岸に仮称新町親水公園を新設する経費を計上するものであります。

16ページに入ります。

5項1目住宅管理費の補正額は300万円の増で、町営住宅等管理費は町営谷田住宅の通路舗装工事に係るもの。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は401万6,000円の増で、職員人件費のほか事務局費は教育長車の更新購入に係るもの。

2項1目学校管理費の補正額は139万8,000円の増で、職員人件費のほか小川小学校費は石油暖房機の更新購入に係るもの。

17ページに続きます。

3項1目学校管理費の補正額は619万7,000円の減で、職員人件費のほか小川中学校費は部活動上位大会出場に伴う自動車借り上げ料などに係るもの。

18ページに入ります。

5項2目公民館費の補正額は24万6,000円の増で、公民館活動費は小口公民館のトイレ洋式化修繕工事に3分の1を補助するものであります。

19ページに続きます。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は160万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は9月、10月に本町に影響を及ぼした台風18号、19号により被災した町内8カ所の災害復旧工事を計上いたしました。

20ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は872万4,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は827万6,000円の増で、前年度繰越金であります。9 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は1,700万円の増で、職員人件費及びケーブルテレビ施設管理運営費の増額です。職員人件費は給与改定及び人事異動に伴うもの、施設管理費は委託料におきまして機器更新業務委託の執行残による減額、工事請負費の増額につきましては国道293号都橋付近、県道那須黒羽茂木線と見地区及び町道都新道線の道路改良工事に伴う光ケーブル移設工事に要する経費を増額するものです。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、那珂川町介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8 ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は283万円の増、2 項 1 目調整交付金の補正額は150万9,000円の増、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は5万1,000円の増、4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は547万2,000円の増、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は330万2,000円の増、2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は2万6,000円の増であります。

9 ページに移ります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は235万8,000円の増、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は2万5,000円の増で、いずれも介護サービス給付費の増及び職員人件費の増による負担割合分の増額です。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は342万7,000円の増で、前年度繰越金です。

10ページ、歳出について説明いたします。

2 款保険給付費、6 項 1 目特定入所者介護サービス費の補正額は1,887万1,000円の増で、特定入所者介護サービス費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、2 項 4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は12万9,000円の増で、人件費の増額によるものです。

11ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんください。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は84万円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は16万円の増で、東京電力からの補償金であります。

9 ページをごらんください。歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は100万円の増で、人件費の増額、施設管理費は事業精査により減額となるものであります。

10ページからは給与明細書ですので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書の8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は158万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は11万2,000円の増で、東京電力からの補償金であります。

9 ページをごらんください。歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は170万円の増で、北向田水処理センター非常用エンジンポンプ修繕費用であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書の8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,066万円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は34万円の増で、東京電力からの補償金であります。

9ページをごらんください。歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は39万2,000円の増で、人件費の増額によるものであります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は1,060万8,000円の増で、太田原市から受ける小砂地内の応急給水に要する経費、北部簡水吉井地区増圧ポンプ交換工事に要する経費であります。

10ページからは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第3条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,029万4,000円を1億1,729万4,000円に、建設改良積立金1,888万2,000円を2,588万2,000円に補正するものであります。

第4条、議会の議決を得なければ流用することができない経費を3,730万9,000円を403万3,000円減額し、3,327万6,000円に改めるものであります。

4ページをごらんください。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出の収入から申し上げます。

1款上水道事業収益、2項4目雑収益の補正額は10万円の増、2款東部地区簡易水道事業収益、2項4目雑収益の補正額は10万円の増で、ともに東京電力からの補償金であります。

次に、支出であります。1款上水道事業費用、1項2目配水及び給水費の補正額は17万4,000円の増、4目総係費の補正額は21万4,000円の減で、ともに人件費の減額によるものであります。

3項4目過年度損益修正損の補正額は14万円の増で、不納欠損に係る経費であります。

2款東部地区簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は295万円の増で、各施設の修繕に要する経費です。

2目配水及び給水費の補正額は300万円の減、4目総係費の補正額は15万円の増で、ともに人件費の変更によるものであります。

5ページをごらんください。

資本的収入及び支出、1款上水道事業支出、1項2目配水設備費の補正額は700万円で、和見地内の県道改良による配水管布設がえ工事に伴う経費であります。

6ページはキャッシュフロー計算書、7ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりましたが、ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、補正予算書のページをお示しいただきたいと思います。

それでは質疑ございませんか。

はい、大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 3件ばかり伺います。

第1点目は、9ページの補正予算です。

一般会計の補正予算の9ページ、源泉所得税返還金320万円というのが出ています。

全員協議会のときにその一部内容はお聞きしまして、新聞等にも記事が出ておりました。

この内容でありますけれども、320万円の内訳、どういうふうになっていきますか。その内容について伺います。追加的な報告もありましたよね、それも含めて内容を伺います。

それから、12ページです。

障害者地域生活支援事業費300万円というのが出ています。先ほどの報告では、簡単に新規事業者の参入というようなことで報告がありましたけれども、この内容につきましてはよくわかりません。もう少し詳しく説明していただきまして、この地域生活支援事業につきましては各市の業者がそれぞれ障害程度においてその程度に応じた支度がなされていると思えますけれども、その内容を含めまして、新規事業者はそういった新規事業をどういうふうな形で行っていくのか、この辺のもう少しわかりやすい説明を得て、現在、障害者に対しましてはどういうふうな事業を行っているか。

私、いろいろ提起しておりますから、また一般質問にもいろいろ取り上げましたよね。所

得の低い方々への課税は烏山と同等程度のゼロにするようなそういうことでのを提案しております。こういうことも含めましてこの障害者地域生活支援事業は非常に大事なことでありますので、新規事業者の参入という点もそういうのも含めて重要視していかなければならないと思いますので、その点も含めまして説明を得たいと思います。

それから、12ページです。

先ほど不法投棄対策費として66万8,000円が掲げられた説明がありました。これは恐らく報道されておりますように、その対策費として処理費として計上したのかなという感じはしますけれども、内容が説明されませんでしたので、どういったことで処理して町が費用を出していくのか、その辺のわかりやすい説明を得たいというふうに思います。

以上3件、お願いします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは、1点目の返還金の内容であります。全協でもご説明いたしました。その後6件追加になりまして、総額49件、建築士及び土地家屋調査士に対する返還金の内容であります。

以上です。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 地域支援事業費の増についてお答えいたします。

1点目は、新規事業者の参入でございますが、これは大田原の親園にあります「つばさ」という施設が新しくオープンいたしました。そちらの事業者がこの事業に参入するという事で増額したものでございます。

なお、増額の中身につきましては、さらに旧大山田小学校にありますノン・フェールでございますが、こちらの事業利用者が大幅にふえたということがございますので、その事業の利用者の増に伴うものと合わせたものでございます。

なお、地域支援事業の中身でございますが、今回特にふえてございますのがそのノン・フェール等で行っております日中一時支援の事業とそれから移動支援、さらには福祉の訪問入浴等でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 13ページの不法投棄対策費の66万8,000円の内訳を申し上げます。

まず、11月5日に発生いたしました動物の死体の遺棄事件につきましては、警察のほうから証拠保全という形で冷凍保存をしていただきたいという要請がございました。その以前に、宇都宮市でも同じような形で鬼怒川の河川敷に投棄された動物死体についても同じように冷凍保存してございます。警察のほうからは、警察の捜査が終結するまでは町のほうで保管をしていただきたいという要請を受けております。

ただ、今の時点では、町が所管する一般廃棄物になるのか、はたまた県が所管となる産業廃棄物になるのか、その辺もまだ確定してはございませんが、とりあえず町内に不法投棄された投棄物という形で町のほうで保管をしている状況でございますが、その冷凍保存の費用が5カ月分で15万円を予定しております。

残りの51万8,000円につきましては、現在、馬頭公園墓地の反対側に不法投棄物の一時仮置き倉庫がございます。そちらの倉庫の老朽化に伴いまして屋根、それから中に今現在保管している不法投棄物の処分をしなければなりません。その屋根の修繕並びに不法投棄物の処分に係る費用が51万8,000円、計上させていただきました。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 件数とか金額は、9ページの源泉所得税返還金の件ですけれども、それはもう2回聞いていますからわかりますけれども、それは5年間分ですよ。5年間分で、それと以前のやつについてはもう時効ということで取り扱いがないというふうなことに私は受け取っておるんですけれども。事態はそうなんですけれども、そういうことがおきる問題点があるわけですよ。これ、責任問題はどういうことなんだということをお聞きします。

3点伺ったんで、議長、これはどうしますか。それぞれこういうふうに1点ずつ再質問、よろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 一括のほうがいいですね。全部まとめたのほうがいいですね。

○6番（大森富夫君） そうですよ。

○議長（大金市美君） あと2点ありますよね。それも一緒に。

○6番（大森富夫君） 2点目は、この新規事業者ということだけ説明、最初はあったので、ノン・フェールの話は出ませんでしたよね。金額は多いのはノン・フェールのほうが多いんでしょう、ずっとこれは内容的には。

これは、1年間の事業は、厳密にどういう日中支援事業をやったとか、厳密にこうなっていて人数もそういう利用者がきちんとありますよというような報告をされて、そういうふうな

上に積み上げて、またこの新しい利用者が出たからこういうふうなお金がかかりますよ、じゃ、町で出してくださいよ、町は出しますよ、とこういうことでこの補正になっているのかですね。そういう事業をしていることについての報告をきちんと求めた上で、こういった補正がなされるのかどうか、それをお聞きいたします。

3点目は、事後処理ですね。私、これも説明は不法投棄物ということだけだったので、その内容がわかりませんので。何か私、こう、先ほどの説明では、馬頭ゴルフ場のところに不法投棄という何かそういうふうな。違いますか。何かよく聞こえないではっきりしないんですけれども、もう一度、どういうその証拠保全のために費用がかかるんだというようなことで、まあ不法投棄ですから、そういう経費がかかるんだという説明、大卒そういうふうなことなんでしょうけれども、ちょっとよくわからないですよ、私は犬が捨てられてその処理のことでの話とばかり思ったんですけれども、そこはもっと不法投棄について、もう少しわかりやすく聞き取りやすく説明してください。

○議長（大金市美君） それでは順を追って。

総務課長。

○総務課長（益子 実君） 1点目のご質問ですが、5年間というのは恐らく税の時効の問題だと思います。これは、税務署からは平成20年度からという指示がありましたので、そのような対応をいたしました。

また、この内容につきましては、全国的に税務署あるいは県内においても県や宇都宮市、近隣市町村、ほぼ同様のことが全市町村と思われる団体が同じ対応をしております。と言いますのは、従来、町では報酬や報償費、賃金につきましては源泉徴収をして、税務署のほうに支払っております。

ただ、今回指摘されましたのは、委託料それから手数料、こういったものも徴収すべきであるという国税からの指摘であります。これにつきましては税務署のほうにも、まあ、抗議と申しますか、町としての意見を申し上げました。本人は適正な申告をしていると、わざわざこの労力を使って金を動かすことは不合理ではないかと。

そのような質問なり要望もいたしましたが、これは取り合っていただけません。現状に服せというのが国税の考えでありますので、このような措置を取らせていただきました。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 日中一時支援事業を含みます地域支援事業でございますが、これにつきましては、年度当初に各福祉事業者から補助金の申請ということで、その年の見

込みを申請していただきます。それに伴いまして、うちのほうで交付決定を行い、その後、毎月実績に基づきまして交付をするものでございますが、年度当初に見込みますものにつきましては事前に出していただくものでございますので、やはり年度の途中によりまして利用者がふえ、もしくは利用者そのものが利用の時間数あるいは日数等の変更がございます。

それに伴いまして、今回増額ということになってきたものでございますが、特に新規につきましては、年度の当初予算というのは早めに申請していただくものでございますので、3月に申請を出すという形になりますとやはり当初予算には間に合わないという部分もございますので、その分につきましては今回の補正という形になったものでございます。

それに、今回ノン・フェールにつきましては、実際には日中一時として利用している方の利用日数等がふえてきているということでございますので、その分の増額という形になってくるものでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） すみません。早口だったので、聞き取れなかった部分があったかと思います。

まず、富山地内に遺棄されました動物の死体27頭分を今現在、冷凍保存をしております。これは警察の要請によって冷凍保存をしていると。その分、保存費用5カ月分、15万円を補正をさせていただいております。

それともう1点は、馬頭公園墓地の反対側に不法投棄物の仮保管庫がございます。馬頭公園墓地の反対側ですね。そこに、不法投棄物の仮保管庫がございます。この保管庫が屋根等が壊れまして、雨漏りをしている状況です。その保管庫の修繕費用及びその中に入っている不法投棄物の処分費用、それから通年の処分費用を見込んで51万8,000円を補正をさせていただいたところですよ。

以上です。

○議長（大金市美君） はい、大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 1点目ですけれども、あれ、確定申告をしているんだと思うんですよ。だからこれ、二重の手間になっているのかと。そういうことですよ。

これは、私、本当に不合理な話、元に戻すことでそういうふうに行っているんだと思うんですよ。けれども、それはその町とその該当者のことでもあるんですけれども、庁内ではこれまでそういう税務署から指摘をされないと数十年間そういうことをやってきたということで

すね。そういう話というのは、私はもう理解しがたいんですけども、なぜそういうふうになっていたのか。

その5年間だけということではない話ということなのかな。まあ、時効という問題もかわるという話もいいんだと思うんですけども、とにかく以前からこうなっていたということで、それは庁内としては責任問題じゃないんですか。先ほど聞いたわけですけども、答えがないので、最後にお聞きします。

2点目は、これはその利用者、日中支援事業というものの実績報告を受けて、そしてふえているから年度途中でも出してくれということは、該当者がそういうけれども、それは年間の収支報告を取ってそれで精算という形で補正するというような形ではないんですか。こういう途中で、12月ごろそういうことが出されているのは例のないような感じがするんですけども、実際に日中支援のその利用者というのはふえている、その実績報告になるということになるんですか、これは。プラス・マイナスあって、私はちょっと信じがたいんですけども、もう一度その辺をお伺いします。

それから、3点目は事後処理ですね。町がこういう冷凍保管していると。処分というか、不法投棄された犬を冷凍保存しているということに費用がかかるわけですけども、そうしますと、町は今後、その犯人といいますか該当者に費用の請求というのは行うことになるのでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 大森議員おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたが、私どもとしても納得しがたい措置であります。ただ、国税のほうでは、自己点検をしなければ調査に入るというようなことの申し入れがありました。責任問題云々につきましては、答弁を避けたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） この地域生活支援事業は、先ほど申し上げましたように、さまざまな種類ございますが、日中一時支援事業に限らず、大森議員が質問等にございました地域生活の支援センター事業、あるいは移動支援事業その他もろもろの事業が、トータルしてこの補助金として一括で予算要求したものでございます。当然施設あるいは利用人数等におきまして増減はございます。その中で、先ほど申し上げましたように、当初1年分の見込みを予算分として補助金申請してもらおうわけでございますが、実質的には1カ月ごとの精算払いという形で、1カ月の利用実績に基づいてその都度交付するものでございます。したが

いまして、途中でその障害者の方が症状が変更したりしまして、よりサービスが必要になる。あるいは場合によると軽減されて必要がなくなるという場合もございますが、そういうものによって、その認定ぐあいによりまして、1年間を通して同じものではないということがございましたので、これにつきましては、トータルで増減をするものでございますが、今回につきましては、利用のサービスの増加が見込まれるということでございましたので、今後の残り分につきまして補正したものでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 当然原因者責任というのがあるとは思いますが、事件になっておりますのは、宇都宮市と那珂川町、この2市町がその事件の対象になってございます。保管も同じような形で県警の要請で保管をしているところです。当然、処理費については排出者の責任はあると思いますが、証拠保全費用については請求できるのか、ちょっと今のところは確実な見解が出ておりませんので、宇都宮市とも協議しながら、また法律相談に相談すべく、今準備を進めているところでございますので、その結果をもって請求できるものであれば、本人に請求をしていきたいと思っております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 一般会計のところについてお伺いします。

これ一般会計で全体的に広がる話でございますが、12月に給与関係で精査をしての減額、増額の調整だということでございますけれども、動きの幅に相当な減額されている課がございます。当然私は、今回は給与改定、増額の改定となっておりますので、やはりこの増額で出てくるのかなと思っておりましたら、大分減額されている部分がありますので、各課の当初予算時とその精査をした段階での職員の数を教えていただければなというふうに思います。

それと、商工観光費ですから14ページの24の投資及び出資金2,040万とこうなっておりますが、前回の全員協議会では935だったと思うんですけれども、やはりそれと同額の株を出資すると。人数ちょっと覚えていないので、忘れちゃったんですけれども、やはりこの出資する中身ですね。職員で出資している方、何名ぐらいいるのか。あとまた議員の中でもいるのか。何名いるのか、教えていただければなというふうに思います。

それと、先ほど大森議員が質問しました源泉所得税の返戻金ですか、それについて、なぜ税務署が今ごろになって、多分これほとんどの職員、それを源泉手数料と委託料についての

源泉をしるというのは、多分気づかなかったのではないかなというふうに思うんですけども、税務署が、先ほど総務課長が答弁したように、強気に出てきているということは、やはりそれなりの根拠法令があったと思うんですよね、しなければならぬというものについて。それがあのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） まず、職員数の関係であります。これは当初予算につきましては、例年その時点での職員でカウントしておりますので、現在の人数との乖離があります。その内容につきましては、給与費明細書におきまして3名の減となっております。もし必要であれば人数全部言いますが、種目ごとに言いたいでしょうか。

○議長（大金市美君） どうぞ。

○総務課長（益子 実君） 議会費は3名から3名であると。総務費は16名から17名。このとおり全部やりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（益子 実君） 会計管理費は4名から4名、企画総務費は11名から11名、税務総務費が13名から13名、戸籍住民基本台帳が6名から6名、社会福祉総務費が11名から11名。

〔「もう少しゆっくり」と言う人あり〕

○総務課長（益子 実君） 社会福祉総務費の介護保険分が8名から7名、保育園費が36名から35名、児童措置費、子育て支援センター分が1名から1名、衛生総務費、健康管理費が7名から5名、衛生総務費国保分が6名から6名、衛生管理費は環境衛生費が7名から7名、農業総務費が13名から14名、商工総務費が6名から6名、土木総務費が10名から10名、地籍調査費が4名から4名、教育委員会事務局費が8名から8名、小学校費が3名から3名、中学校費が、学校管理費3名から2名、幼稚園費が9名から9名、社会教育総務費が8名から9名、それから図書館費が5名から5名、美術館費が4名から3名、保健体育総務費が3名から3名、給食センター費が2名から2名。特別会計も行いますか。よろしいですか。

ということで、当初予算から現時点での精査をいたしております。

また、3番目に飛びますが、源泉所得税関係であります。これは先ほど申し上げましたように、町としましては報酬、報償費、賃金につきましては源泉を行っていたと。国税の源泉の必要なものですね。これは今回の場合は、個人の事業主ということになります。その中

で報酬、料金等というくくりになっております。その料金等の「等」が、これは我々市町村、あるいは各団体とも見解の相違があったということが今回の内容になっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） それでは、道の駅の出資の関係でございますけども、今回と申しますか、町が今出資をしていますのは、985株のうちの340株を出資をしております、今回増資をしますのも、その同株数の340株ということでございます。

また、職員あるいは議員の中にも、株を持っていらっしゃる方がいるかと思っておりますけれども、その人数等については、会社の問題ということもございまして、町では直接把握をしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 大体内容はわかりましたので。ところで、一番最後の「等」というところについては、やはりこれはハンディか何か、そういうのでなかったのかなと思うんですけども、もしないとすれば、これは市町村に、今さらそういうことを言うこと自体おかしい。総務課長が税務署に対して異議を申し立てた。これは正当なことではないかなと思うんですけども、やはりこういうことがあっては私はならないと思うんですよ。私は職員時代、源泉する場合は、報酬と賃金という感覚でいたわけなんですけれども、昨今の新聞報道でこういうのが出てきたということについては、先ほど大森議員からの責任問題というお話もありますけれども、これは私は逆に、国に責任があるのではないかなというふうに思うので、やはりこれはきちっと対応して、今後やはり一番肝心なのは会計管理者のところでチェックする必要があるのかなという感じはしておりますが、そういう点十分配慮をされていければなというふうに思うし、またこれに対する、税務署を呼ばって、やはり担当職員の研修とかそういうのもやはり必要なんではないかなと。やはりこれは担当各課で差し引き等、事務を行うわけでございますから、やはり担当が理解していなければ、またこういう問題がさらに起きる可能性もあるということで、十分配慮していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 答弁はないですね。

ほかに質疑はございませんか。

小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 1点だけお尋ねいたします。

一般会計なんですけど、14ページの林業振興費ということなんですけど、地域特産林産、これは71万2,000円。これは先ほどのシイタケの菌床の混ぜる攪拌機の補助ということなんですけど、ここではまだ原木のシイタケは出せないということだとは思いますが、これについては、町としてはどのように考えているか。それと、その菌床を、これから原木が出せないんだったら、攪拌機をもっとというか、菌床のやつを普及するにはどうするかということで、今回これ攪拌機1基で71万2,000円もするのかどうか。そのことについてお願いします。

○議長（大金市美君） 農林課長。

○農林振興課長（星 康美君） お答えします。

まず、この菌床シイタケ攪拌機につきましては、1基当たり142万4,000円です。2分の1の補助になります。これが県のほうの補助金でございまして、町のほうの負担はございません。

あと、この補助金については、JA那須南のほうのシイタケの部会、那珂川町で1人の方が使用されるということでございます。また、原木につきましては、今、放射能基準によりまして、50ベクレルを超えるものについては使用できないということになっております。ただし、今国は西のほうから基準以下のものを輸入しております。そういう中で、施設栽培についてはクリアしている方もいらっしゃいます。その辺のところを管理をして、原木の施設栽培については、那珂川町でもその辺のところを、今現在進めている状況でございます。

○議長（大金市美君） 小川洋一君。

○14番（小川洋一君） これ補助金は皆国のものと言いましたけど、140万。高価なものなんですけど、菌床栽培のやつは1個あればかなり使えると思うんですよ、何軒もで。そういうことはできないんでしょうかね。それと、集団的に組合とか何かつくって、それを利用するとか。町のほうでは全然、国からくれば、町のほうとしては、こういうことなんですけど、町としては、少しでもやっぱり、原木がだめだったら菌床、少しでも町の特産物として出せばいいかなとは私は思うんですけども、そういうことを町長はどう考えているんでしょうか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） シイタケにつきましては、私も当事者の1人といいますか、生産者でございまして、原木に関しましては、今、農林振興課長がお答えしたとおりでございまして、

西のほうから運んできました原木に植菌いたしまして、その原木に関しては補助金がついております。それに植菌して、ただ、西から来た木に植菌して、そこから出たキノコが全部売れるというんじゃないで、キノコが出たらまた新たにそれを測定して、それでクリアすれば売れると、そういう形になっております。現在補助金をいただいて植菌した方がいますが、去年が最初の年でありましたので、これからキノコが出た段階で、おのおの生産者が測定して解除申請するような手続になると考えております。それもすべてJAを通して手続はやっていただいていると思います。

それと、菌床につきましたですが、シイタケ全体が3.11の事故の後、いわゆる風評被害的な問題がありまして、シイタケ自体が生産が伸びていない、価格も伸びていない、そういう状況にありますので、これを特産品として町も応援していくというのは、今のところちょっと難しいかと思いますが、それを低価格であってもやりたい、そういう方があれば支援はしていかなければならない、そのように思っております。

ただ、放射能を浴びてから風評被害で値下がりしている分、もともと生産していたその方に対しては、その差額に対して補償はしております。ただし、新規に始める方に対しては、その補償はございません。

そのようなことですので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 一般会計の11ページの企画総務3点のあれで、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金ということで872万4,000円というのがあります。この具体的な内容、先ほど言われたと思うんですが、聞き漏らしたこともあると思うので、具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

あとは次の13ページなんですけど、これは児童措置費というんですか、放課後児童クラブの運営事業費が115万7,000円ということで出ているんですけど、具体的にどういうことに出費されたのか、報告をお願いしたい。

それから、あとは14ページの商工振興費というんですか、これが2,040万出費されているんですけど、この具体的な内容、件数とかも教えていただきたいというふうに思います。主にどのようなことに出されているか、企業別とか職業別にあったらお願いしたい。

それと、次のページ15ページの観光センター管理費で、先ほどエアコンとかLEDに使っ

たというんですが、どの程度、数とかそういうどの程度、430万というあれが出ているんですが、どの程度エアコンが使われて、LEDがどの辺だったのか。その数とか金額について教えていただきたい。

以上4点、お願いします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目のケーブルテレビ事業への繰出金についてお答えをいたします。ケーブルテレビの特別会計のほうも補正予算になっているかと思うんですが、一般会計のほうから872万4,000円繰り出しということで、今回ケーブルテレビの事業の中では、光ケーブルの張りかえ工事と、それから前回の議会ですか、お願いしました機器更新の委託料の部分ですね、そちらの減額がございますので、業務委託料として契約をしたときに600万円減額をいたしまして、それから今回のケーブルテレビの張りかえ工事、都地内が1,980メートル、和見地内が1,600メートル、これが都新道線ですね、松ヶ丘地内が745メートル、こちらの工事費が含めまして2,200万円、その差額ということで工事費が増加しました。ケーブルテレビ特別会計のほうでは繰越金もございましたので、その差額となる部分を一般会計から繰り出したものでございます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 放課後児童クラブの運営費、事業費でございますが、これにつきましては、25年度の国県の補助金、県のほうを通じてまいります、その3分の2分の精算返還分でございます。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） お答えします。

商工振興費の2,040万円ですけれども、先ほどお答えしましたとおり、340口でございます。一口6万円ということでございます。それで2,040万円ということでございます。

あと、観光センターの管理費の中身ですけれども、内訳は、エアコンがロビーに4基ございます。それとLED化が62基ということでございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 答弁漏れはないかな。大丈夫ですか。

益子輝夫君、大丈夫ですか。

○5番（益子輝夫君） はい。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第19、議案第18号 那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについてでございます。

定住自立圏につきましては、既に大田原市との間に八溝山周辺地域定住自立圏が形成されておりますが、那珂川町にとっては、この二つの定住圏がそれぞれ補い合って初めて本来の目的である人口定住に必要な都市機能及び生活機能を充実させ、住民が安心して暮らし続ける圏域が形成されるものであります。この協定は必ずや那珂川町の今後の活性化振興に大きく寄与するものと確信するものでございます。

那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、議員各位のご理解をいただきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

那須地域定住自立圏構想の経過ですが、平成25年12月、那須塩原市において中心市宣言がなされ、平成26年4月、連携市町の那須塩原市、大田原市、那須町、当町の2市2町の長をもって構成する那須地域定住自立圏推進協議会が設置されました。その後、平成26年6月、定住自立圏形成に関する調査研究のため、生活環境部会、産業観光部会において協議を重ねてきたところであります。10月には定住自立圏推進協議会を開催し、協定書（案）の内容及び今後のスケジュールにつきまして承認をいただいたところでございます。

それでは、協定書の内容についてご説明いたします。

別紙をごらんください。

第1条は（目的）で、中心市宣言を行った那須塩原市と那珂川町において、相互に役割分担をし、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域の活性化と、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的としております。

第2条は（基本方針）で、前条の目的達成のための基本的事項を定めたものであります。

第3条は（連携する政策分野の取組内容及び甲乙の役割分担）で、別表第1から別表第3に掲げてあるとおりでございます。

第4条は（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）で、受益度合いを勘案し、相互の経費を負担することとしています。

第5条は（協定の変更）で、協定の規定を変更する場合は、協議の上、議会の議決を経ることを規定しています。

第6条は（協定の廃止）で、本協定を廃止する場合は、議会の議決を経て廃止することを規定しています。

第7条は（疑義の解決）で、協定に定めのない事項等については、那須塩原市、那珂川町で協議し、定めることとしています。

連携する政策分野及び取り組みの内容並びに役割分担についてご説明いたします。

別表第1をごらんください。

生活機能の強化にかかる政策分野については、（1）の環境で、再生可能エネルギーの導入促進、鳥獣害防止、循環型社会の構築に向けた取り組み、（2）の産業振興で、観光、物産等地域資源の有効活用、（3）のその他で情報発信ネットワークの強化などの内容について、取り組み内容及び那須塩原市、那珂川町の役割分担について定めています。

別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については、地域公共交通、地産地消の推進、地域内外の住民との交流促進についての役割分担を定めています。

別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成、外部からの人材確保、コンピュータシステムの共同利用等、地域人材の活用について役割分担を定めています。

協定書につきましては、ただいま申し上げました連携する政策分野及び取り組みの内容、並びに役割分担等でございますが、個別の連携事業の調整につきましては、協定を締結後、平成27年6月を目途とした共生ビジョン策定作業の中で行うこととなります。

今後、定住自立圏推進協議会及び共生ビジョン懇談会等でさらに協議を進め、域内の連携事業として絞り込みを行い、機会をとらえて議会の皆様にご報告をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） この議案第18号に関しましては、さきの全員協議会、そしてその後の議会との会議の中で再三話し合っていました。大部分の方は内容については把握しているんですが、ここでいま一度きちんとですね、その内容について、執行部の考えを伺いたいかなどというふうに思いますので、質問させていただきます。

大田原市との定住自立圏構想を結んで、その中で、共通する事項でありましたが、地域公共交通、環境、そして観光ですね。その部分を入れまして、那須塩原市との連携を新たにしていくということです。

○議長（大金市美君） よろしいですか。マイク今入っていないものですから、ちょっと待ってください。すみません。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

益子議員さん、続けてお願いします。

○8番（益子明美君） ちょっと腰を砕かれた感じなんですけれども。

一つ目は、この定住自立圏形成協定を結ぶということは、大きな目的があるわけですよ。この第1条に示されているとおり、那珂川町としても人口を確保して、定住し続けられるようにしていかなければならないという大きな目的があります。この目的に沿った共生ビジョンの策定に向けて、きちんと的確に遂行できるかということ、まず1点お伺いいたします。

それとともに、6月までに共生ビジョンを策定される予定ですが、先ほど企画財政課長のほうから、折に触れて議会に報告をしていただくというお話も出ていたので、それはしっかりお約束していただいて、議会とともによりよい共生ビジョンの策定に向けて、しっかり議論をさせていただきたいということをお伝えしたいと思いますので、その辺をきちんととらえて、個々の協定に参加されるおつもりがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 那珂川町の定住促進にどう結びつけるかということでございますが、この那須定住圏、あるいは八溝定住圏、どちらもこの圏域内での人口移動、これを目的とし

たものではないと考えております。交流人口、圏域外からの人をたくさん呼んできたい、そのような目的で協定を結ばせていただいていると私は認識をいたしております。

そして、那須定住圏につきましては、やはり八溝定住圏の中心市であります大田原市にない部分、ないもの、例えば新幹線の駅であるとか、高速のインターチェンジ、この活用が重点になってくると思います。この圏域内、大田原市も、それから那須塩原市も、中心市としての機能を十分に発揮していただけるような協議を進めてまいりたいと思います。

先ほど課長からも申し上げましたが、共生ビジョン策定に当たりましては、議員の皆様のご意見もたくさん寄せていただきまして、それを反映させてまいりたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） さきの大田原市との共生ビジョンの中には、那珂川町にとってとても重要だった夜間の救急についての協力がとられないというところがあったりします。事前にはそういったところはしっかり定住自立圏の中で協定を結んでいきたいというような話があったにもかかわらず、結果的にはそこはなかつたりしたことがありますので、今回の那須塩原市との共生ビジョンに関しましては、本当に真に定住人口がきちんと確保される、今いる那珂川町の町民が住み続けられるために、どのような共生ビジョンをつくり上げられるのか。そしてさらに今、町長がおっしゃったように、外からの人口をいかにふやせるのか。それは必ずしも中心地が中心になってもらおうと、逆にいえば困るわけなんですよ。那珂川町が本当に一緒になって、中心地に逆に配慮していただくような形も必要なのかなというふうに思いますので、その辺いかががお考えになるか、いま一度お伺いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まさに益子議員おっしゃるとおりだと思います。当然大田原市、あるいは那須塩原市、自分のところにだけ人口を集めよう、そういう気持ちでやっていただいたんでは、私らたまったものではございません。そういう点は担当者間の協議の中で、十分に中心市にその点は申し上げたいと思います。

ひとつ、先月29、30日になかがわ元気フェスタが行われました。メインはA級食材というところでございますが、その折に29日にバスのツアーを募集いたしました。その件で担当からお伺いしたんですが、そのツアーには約100名の方が参加されて、町内の方は10人だったそうでございます。その方々にアンケートをとりましたら、このツアー、お金を払っても参加したい、そういう方が7割以上の方がいた、そのように伺っております。よそからそうい

う方々を集めるには、大田原市あるいは那須塩原市の連携ばかりでなく、JRとか旅行代理店とか、そういう方との連携も必要だと思いますし、その玄関口、この圏域に入ってくる玄関口、直接那珂川町に来ていただける、そういう可能性もあっても、必ずどこかの町は通ってくるわけです。そのための一つの玄関口としては、那須塩原市の新幹線の駅であったり、高速インターであったりすると思います。片方は宇都宮方面は、宇都宮あるいはさくら市、そういうのも玄関口だと思いますけれども、一つは那須塩原市にあります。そういう玄関の選択肢は、私は広いほうがいいと思っております。そのような意味で、この選択肢を広げる、そういう意味でも那須定住圏、これは必要な協定だと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） ある意味那珂川町にとっては、地域交通と観光、これはこの先の人口を減らさない、または人口増につながるための重要な施策になってくるかと思うんです。その中で那須塩原市を中心とした定住自立圏構想の中で、いかに那珂川町に政策を引っ張ってこられるかというのは、町当局の実力が問われるところでもあると思いますし、しっかりと行っていただきたいと、ここにしっかり要望してまいりたいと思っております。

財政的な面は、直接那珂川町1,500万という交付税がふえるということはありませんが、中心市となる那須塩原市に8,500、7,000万ふえるということで、圏域全体の財政的なメリットはあるわけでありまして。その中でいかに那珂川町がそのメリットを人口増につなげられるのかということをごきちんと考えていただいて、共生ビジョンに取り組んでいただきたいと思っておりますので、最後にその1点だけお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まさに議員おっしゃるように、そのようにしてまいりたいと思っております。それにつきましては、役場の職員、関係市町との協議の中でも、しっかり言わせていただきますが、議員の皆さんからの各種のご提言、これも大事な要素でございますので、ご理解、ご協力、お願いしたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 各市町がそれぞれ生き残っていくということで創意工夫をし、努力していると思うんですね。もう当町も例外ではありません。この那須地域定住自立圏におきましても、そういう意味からも、その努力の一つだというふうに私はとらえるんですけども、大

きく国の動きとかということで見ると、道州制のことが論議されています。その前に、協定そのものの有効期限は、恐らく5年じゃないかと思うんですけども、これが明記されていないと思うんですけども、その確認と、その関係では、さきの八溝8市町の圏域の点では、もう既に1年目は始まっちゃっているわけですね。その事業の成果、効果というのは見えてこないで、これもまごまごしていると、1年なんかすぐ過ぎちゃうわけですね。ですから、その期限の明記もさることながら、やるならば初めからだし、よくしてやらなくちゃならないんで、そのことも5年ということの明記ですね。それもはっきりお聞きしておきたいということと、その道州制の関連では、どういうふうにとらえているかという点と、財源の8,500万と1,500万と。1,500万で定住に相当効果あったというような、そういうものには私は考えにくいわけですけども、いずれにしても、そういう取り組みを進めるといふ心構え、取り組みをしていく具体的な共生ビジョンですね、こういうものをはっきりさせながら進めていくという点で、その財源について、1,500万は協定締結すれば、これはおりてくるんだろうと思うんですけども、その事業を推進するに当たっては、協定内で各種やりますけれども、その他で地方交付税として算入されてくるというふうな、そういうものも出てくるんだと思うんですけども、その財源について伺います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私のほうからは、道州制についてだけお答えしたいと思いますが、今のところ道州制、これが、将来的にはわかりませんが、ここ近年中に道州制になるとか、そういうことは私自身は考えておりません。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まず、期間の問題でございますが、協定につきましては、この協定を見ていただいておりますのとおり、期間は定めてございません。共生ビジョンにつきましては、5年間のビジョンを策定し、その中で連携事業を実施していくということで、5年ごとに共生ビジョンをつくっていく形になろうかと思っております。ただ、その5年が終わる前に検証作業も当然必要であると考えておりますので、継続してやっていくかという問題を含めまして、再協議がされるものと考えております。

それから、八溝地区との差異といいますか、八溝地区につきましては、本年度、共生ビジョンのほうは、議員の皆様にはお配りいたしました。既に今年度からということで、5カ年を策定をいたしました。那須地区につきましては、先ほどお話ししましたように、6月に向けて策定ということで、八溝に比べれば1年おくれた形でビジョンが始まっていくという

ことですので、周期も当然1年おくれた形になろうかと思えます。

それから、財源の1,500万円の中の活用でございますが、今回の定住事業につきましては、上限額が1,500万円ということで何度か説明しておりますが、二つの定住自立圏に参加をいたしましても、上限額は変わりませんので、効果のある取り組み、1,500万円の中で効果のある取り組みを定めていくということで、今後の共生ビジョンの中でもその辺を協議していきたいと思っています。

その他の財源ということでありましたが、それは事業によっては別枠の特別交付税に該当するかどうかというのはあろうかと思えますが、現時点での定住自立圏の事業については1,500万円が上限となっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 緩やかな広域合併ということで、八溝8市町の定住自立圏はそういうふうなとらえ方をされているようですね、大方のとらえ方はですね。だからそれは、この先進めば、道州制でもって、県境が超えても、そういうものが進められております。これは下野新聞の「主張」でも、そういうとらえ方になっていますね。だからすぐに道州制とは言わないけれども、試行的にこういう形で定住自立圏という広域をつくって進めながら、先の先に道州制が導入されたとしても、こういった試みをする中で、広域の組み立てができていくということで、広域合併されても、道州制がなっても、該当市町村はそんなにショックはならないというような感じにもなるんだろうというふうに思うんですね。

いずれにしても、とらえ方はそれぞれ違うにしても、要するに、この町の人々が安心してこの町で暮らせればいいわけですね。そういうことで考えれば、私は幾つも重なって、こういう定住自立圏の協定を結んで、それぞれの町が努力して住みよいまちづくりを進めていけばいいというふうに私は思っています。

さっきは町長は、道州制はまた先の先だということで考えていないというふうに答弁なさっておりますけども、そういう中で、中心市というのは二つの広域圏ができれば、二つの中心市があるんですね。私もはっきりしないんです。もう8,500万というのは、大田原市ももらう、那須塩原市ももらうんでしょうか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 中心市街地につきましては、8,500万円の上限額になりますので、当然事業をしないともらえませんので、その枠内で大田原市も那須塩原市も事業を組

めば8,500万円が上限額となります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 財源的にはそういうことなんですよね。だから中心市はそうだよと。

周辺の町は協力する形に、そういう点ではなるわけですね、市に対して。それならば、この那珂川町は、貢献的には那須塩原市の議会の問答をちょっと記事で見ましたけども、当面は那須塩原市の東口駅にエレベーターをつけるということで、この八溝山のほうの、定住自立圏のほうのこの取り組みを進めたいということがあったんですね。那須塩原市でそういうことを進める、一方の協定の中で。今度この協定を結んだときには、那須塩原市が中心市になるんだから、1,500万使ってそういうことでやるということだけでも、中心市は中心市だけでやるわけじゃなくて、こういう那須町、那珂川町が協定を結んでいく中で、そういう中心市になる。結局那珂川町もそういう那須塩原市に協力する形になるわけですね。実現する、東口のエレベーターの実現ということになれば、この那珂川町にやっている方々が、そのエレベーターを利用する。そういう形で具体的にそういう効果というのが、那珂川町も貢献しているというようなことにもなるかというふうに私は思いますね、効果的な措置。そういう具体的な問題で、何か今考えていることというのは、町長はありますか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 具体的にはこれから共生ビジョンの中で詰めていくことだと考えております。先ほど議員おっしゃられましたエレベーターの問題。これにつきましても、そのビジョンの中で話し合いが行われるのではないかと、そのように考えております。

実は私、先日東北へ行くときに那須塩原駅を利用いたしました。私が利用するときは、いつも東口の駐車場に車をとめて階段を上って駅に上がっていくわけですが、私どもは階段まだ十分上れます。でもこれ、非常に高齢者だったら、やっぱりここにエレベーターが欲しいんだろうなと思いました。バスは東口に定期バス、これは東口に乗降所がありますので、そういう方の利用は非常にあろうかと思えます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについては原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第20、議案第19号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町ケーブルテレビ施設について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町ケーブルテレビ施設であり、指定管理者は埼玉県さいたま市大宮区桜木町1の11の20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、代表者、支店長、小澤紀幸。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

参考資料をごらんください。

1 ページ 1 の管理を行わせる施設の概要は、ケーブルテレビ施設に係る施設整備一式とそのサービス内容を記載してありますので、ごらんください。

2 ページ 2 の指定管理者が行う業務の範囲は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第 4 条及び第 5 条に規定する業務で、利用申し込みの承認並びに引き込み線、屋内端末等施設の設置及び変更に関する業務、放送に係る許可申請事務等、施設の運営及び施設の維持管理に関する業務。自主放送番組、広告放送の制作及びこれらの放送並びに音声告知放送の放送に関する業務や再放送に関する業務。加入者間域内無料電話サービスなどの基本サービスの提供とインターネット接続サービスとオプションサービスを提供する業務、これを指定管理者に行わせるものです。

次に、3 の指定管理料は、施設の管理に必要な経費として、年額 1 億 7,064 万円を限度として年度協定を定め、指定管理者に支払うものであります。

次に、4 の指定管理者の候補者選定経過ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第 35 条の規定に基づき、一般公募により指定管理者になろうとする法人を募集したところ、3 ページ記載の富士通ネットワークソリューションズ関東支社のほか 1 社、計 2 社から申請がありました。選定に当たりましては、那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者候補者選定委員会を設置し、2 回委員会を開催し、応募書類の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を候補者とする旨の合い議決定がなされましたので、町はその結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 19 号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第21、議案第20号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町カタクリ山公園について、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、NPO法人山野草保存会を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町カタクリ山公園施設であり、指定管理者は那珂川町三輪13番地2、特定非営利活動法人山野草保存会理事長、石澤隆美。指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

参考資料をごらんください。

1の管理を行わせる施設の概要であります。施設面積は13万1,477平方メートルであります。平成13年4月、町が公園に指定しており、園内にある施設は、あずまや1棟、休憩所1棟、トイレ1棟、そのほか駐車場等がございます。

2の指定管理者が行う業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務でありまして、利用

許可に関する業務や許可の取り消し並びに利用の権限の制限も含むものであります。

3の利用料金収入等の取り扱いにつきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で、町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものであります。

4の指定管理料は、施設の管理に必要な経費として年額180万円を限度に年度協定で定め、指定管理者に支払います。

この選定の経緯であります。長年当施設の管理業務等を委託しているNPO法人を非公募により選定し、9月26日に通知、10月27日に申請を受け付けし、その後書類を審査した結果、指定管理者としてNPO法人山野草保存会を選定いたしました。

以上で補足説明終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第22、議案第21号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第21号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合では、消防、病院など多くの共同事務処理を行っておりますが、事業を進めるに当たり、現在組合直営で行われていないし尿の収集運搬を初め、関係事業について文言を精査し、組合規約の一部を変更するものであります。

なお、一部事務組合の規約の変更でありますので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 1点は、改正部分でありますけども、その内容の一つに、医療法に基づくというものを削除してあるわけですね。医療法に基づかないでやるということではできないと思うんですけども、病院の運営に関して、医療法に基づくを削除する意味について、その内容について1点伺います。

それから、同じ文言の状況につきまして、し尿の収集、運搬処分及び委託に関する事務というものが削除されております。そういうものをそのまま受けとめていきますと、直営でやっているものを民間委託化に進めていく、そういうような前もって規約を精査しておくという面にもとられるというような、私は感じをするんですね。だからその文言の精査、逐条の改正、この点をもう一度鮮明に説明をお願いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） まず1点、お断りを申し上げますが、この規約の変更は、広域行政が行うものでありまして、その構成市町村であわせて協議をして議決を行うものであります。

医療法に基づくその3項であります、これは開設に伴うものでありまして、現在は設置

及び管理運営に関する事務ということで現状に合わせた。上位法に合わせたものであります。

6項につきましても、これは現在行っている業務について精査をしたものであります。

7項についても同様な内容であります。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） その説明がちょっと私ははっきりしないですね。なぜ医療法というものをわざわざ削除するのかということと、し尿の収集、運搬、処分あるいは委託というものを削除するということにつきまして、もう少しわかりやすく説明を得たいと思います。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） ただいまの規約変更の件の第6項目、（6）のところなんです、今の現状について申し上げます。

し尿の収集、運搬、これにつきましては、南那須地区広域行政事務組合管内は、すべて許可制で業者のほうで行っているものでございます。広域行政でし尿の収集、運搬は今現在やっておりますので、その部分は当然削除される部分だと思っております。

なお、処分に関しては、し尿処理施設内で処分をしておりますので、その中でし尿処理施設の設置と管理運営という形で文言を整理して残しているものでございます。

あわせて、第7号ごみ処理施設につきましても、これは他広域行政事務組合の文言と整合性を図るために、同じような形の文言に整理をしたものでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 病院の設置ということになれば、医療法を初め上位法に基づくものでありますので、病院の設置ということになれば、それは関係法令に基づいたものであると思っております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 当然のことだということで、5項を削除したというようなことに受け取っておきます。その構成市町でもって議決しておかなければ、広域でもそれを処理できないという順序立てたというふうに思うんですね、この議案については、はっきりさせるために私、質疑したわけでありまして。

以上です。終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎陳情1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第23、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正など求める陳情を議題といたします。

本件は9月定例会において教育民生常任委員会に審査を付託しましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正など求める陳情については、9月16日及び10月7日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、8月14日に軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子氏から提出されたものであり、陳情の内容は、軽度外傷性脳損傷は、交通事故や転落、転倒、スポーツ外傷などにより脳が損傷して発症する病気であり、世界保健機構において病態の定義づけがなされていますが、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災などの補償対象にな

らないケースが多い。したがって、後遺障害の残った労働者が労災年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。そして医療機関や国民、教育機関への啓発周知を図ってほしいことなどの点について採択の上、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

WHO世界保健機構において定義づけがなされているにもかかわらず、日本においては認められていない現状から、専門医師が大きく不足するとともに、医療体制が不十分であると考えます。症状があるにもかかわらず、十分な医療が受けられず、また軽度という言葉から軽傷との誤認を受けやすく、日常生活の障害から差別的誤解を受けることもあります。認知度の低さから、苦しい日常生活を過ごしている方が多く潜在しているものと考えられ、軽度外傷性脳損傷に関する周知、そしてその症状に対する正しい認識、理解の啓蒙は必要と考えることから、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択するべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正など求める陳情に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） ただいま教育民生常任委員長から発委第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第1、発委第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書についてを議題といたします。

議案書を配付します。

〔議案書配付〕

○議長（大金市美君） 配付漏れはございませんか。

本案はこの際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第1号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情の採択に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（大金市美君） 日程第24、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から委員会において審査中の事件、「農協改革の検討に関する要請」について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに

決定いたしました。

◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 私、動議を発言させていただきます。阿部 健議員の資格決定の要求について、動議を提出します。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） ただいま益子輝夫君から、阿部 健議員の資格決定の要求についての動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（大田市美君） 阿部 健議員の資格決定の要求についての動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2とすることは可決されました。

◎阿部 健議員の資格決定の要求について

○議長（大田市美君） 追加日程第2、阿部 健議員の資格決定の要求についてを議題といた

します。

益子輝夫君から、阿部 健君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されました。
ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

地方自治法第117条の規定によって、阿部 健君の退場を求めます。

〔2番 阿部 健君退場〕

○議長（大金市美君） 資格決定要求書の写しは、お手元にお配りしましたとおりです。

益子輝夫君から説明を求めます。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） それでは、動議の内容をご説明申し上げます。

阿部 健議員は、町議会議員に立候補をするため、宇都宮市から那珂川町馬頭1836番地2に住所を登録したものの、4月に実施されました町議会議員の選挙前3カ月は宇都宮と那珂川町を行き来しながら生活をしていたと思われまます。証拠書類として、水道使用量等の領収証を添付しておりますが、水道使用量からわかるように、住所があると思われる場所では、2カ月で1トンという状況があり、これから判断しますと、生活の基本となるお風呂や台所も設置されていなかったと思われ、また夜は寝袋で寝ているという発言を私も聞いておりますので、当然那珂川町に生活の実態がなかったのではないかと思います。

したがって、選挙前3カ月間については、那珂川町に生活の本拠があったとは考えにくく、被選挙権があったとは言いがたいので、動議を提出いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岩村文郎君。

○9番（岩村文郎君） きょうはこれテレビで映っているので、那珂川町町民みんな見ているので。

私は、きょうの動議は、初めて今知りました。この阿部議員の証拠となるいろいろ何か文
言書いてあるんですけど、これは本当にそうなのか。本人からも聞いていないし。

阿部議員は以前、宇都宮在住と聞いて、那珂川町に住所を移して、この地域でしっかり頑
張っていこうと。皆さんご存じのように教育者として地域の子供を何とかいい子供にしたい
という、そういう信念でやっている議員であったと思っていますし、確かに立派な住居は持
っていなかったというふうに私は思っています。現在はちゃんとした立派なうちに、借家で
しょうけども、住んで、子供たち集めて塾をやって、教育をやっていきます。ちゃんと普通の
生活やっているんですけど、この当時の立候補する当時の、例えば立候補の条件、そんなの
は選管等のあれもあるんでしょうけれども、これをこういう新人でしっかり頑張っていこう、
ここに根づいて、地元密着でやりたいという、そういう青年を、何かの形でもう陥れよう
という、そういう共産党の益子輝夫君がどういう考えでこれをつくって動議を出したか、ちょ
っとわかりませんが、当然これはこれから阿部君の話も聞いたり、しっかりと。この
裏にある、いろいろもろもろありますけど、これの信ぴょう性もありますし、ここでもこれ
から調査して、しっかりしたあれをやっていくというふうに私は考えるんですけども、これ
は本当に議員の資格というものは、そんなに軽いものかというふうに感じます。重いものと思
っていますので、ぜひこれは皆さんとよく審議して、方向性を出していきたいというふう
に考えますので、このことについては、また後日調査してやっていくべきというふうに私は考
えます。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

ここで阿部 健君から自己の資格についての弁明の機会を設けたいと思いますが、阿部 健
君の入場を許します。

[2番 阿部 健君入場]

○議長（大金市美君） 阿部 健君の資格について弁明を許しますので、もしあれだったらこ
ちらへ来て発言しても結構です。

[2番 阿部 健君登壇]

○2番（阿部 健君） このたびは私のことで大変ご迷惑をおかけしています。申しわけあり
ません。

弁明ということですが、私自身は住所を移して、なぜ住所を移したかという、4月の町議選に立とうということで住所を移しました。親戚もない——1軒ありますけど、地域もないところで、あちこちつてを伝いながら1軒ずつ回ったりする中で、私は実際に住んでいたというふうに私は言いたいと思います。

確かに、じゃ、年がら年じゅういたのかと言われると、そんなことでつてを頼っていったり、親戚の家に厄介になったり。例えば薬利の今昔屋さんというカレー屋さんは、物心両面で私を支持していただいて、支えていただいて、朝飯食べにこいよと。朝飯終わったら、昼飯食っていけ、風呂入っていけ、泊まっていけ。で、親戚も馬頭地区に1軒ありますので、そんなことでいろんな方に支えられてきました。

私自身は年がら年じゅういたのかと言われてたら、あっち行ったりこっち行ったりという状態にはあったと思います。ただ、私は新人なので、やり方もどういうやり方をしたらいいかわからない。どんな方法で執行部の方々と話し合えばいいかわからない中で、自分なりに一生懸命やってきたつもりですし、やっているつもりです。もし疑義があるのでしたら、議員の皆様にお願ひがあるんですが、議員の皆様全員でその疑義についてお話し合いをしていただければというふうに思っています。

私自身はこれからも町のため、町民のためという気持ちを忘れずにやっていくつもりですし、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 阿部議員、また退場してもらう形になるんです。

〔2番 阿部 健君退場〕

◎資格審査特別委員会の設置・委員の選任

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

議員の資格決定については、会議規則第101条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。したがいまして、本件については5人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思ひます。これに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、本件については5人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時59分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

お諮りいたします。

資格審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、資格審査特別委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◎正・副委員長の互選結果報告

○議長（大金市美君） ただいま資格審査特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま資格審査特別委員会を議長室に招集いたします。

資格審査特別委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時07分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

休憩中に資格審査特別委員会が開かれて、正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

委員長、石田彬良君、副委員長、小川洋一君、以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

資格審査特別委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。資格審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、資格審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎資格審査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大金市美君） 追加日程第3、資格審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

資格審査特別委員長から、阿部 健議員の資格決定要求について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出書を配付いたします。

〔閉会中の継続調査の申出書配付〕

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

資格審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、資格審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

阿部 健議員の入場を許します。

〔2番 阿部 健君入場〕

◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成26年第6回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時11分